

ユニバーサルサービス政策委員会（第43回）

事業者団体ヒアリング ご説明資料

2025年8月21日

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

目 的

インターネットプロバイダー事業の健全な
発展を確保し、もって高度情報通信
ネットワーク社会の実現に寄与

設 立

1999年12月

会 員 数

158社（正会員 155社）

主 要 会 員

インターネットプロバイダー及びインター
ネット関連事業者

事 業 内 容

インターネットプロバイダー事業者相互の情報交換及び情報共有
インターネットプロバイダー事業者の専門的知識の向上
インターネットプロバイダー事業の運営に関する相談、助言及びインキュー
ション支援
インターネットプロバイダー事業全体としての意見、要望及び提言の取りまとめ
インターネット関連事業分野の内外の関係機関との連携、調整
インターネット関連事業分野の情報通信技術の研究開発
インターネット関連事業分野の市場、制度等の調査研究
インターネット利用者の情報リテラシーの向上
インターネット利用に関する啓蒙、広報及び資料の発行
その他この法人の目的を達成するために必要な事業

当協会は、インターネット接続事業者（ISP）及びインターネット関連事業者を会員とする団体ですが、全国ではなく地域を業務区域とする会員（設備設置・設備非設置とも）も多いことから、今般意見を述べさせていただきます。

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

音声ユニバ・ブロードバンドユニバに追加されるサービス形態について、次のように考えております。

- ・ いずれも補助的な位置付けと考える。固定ブロードバンドサービスによって為されるのが本命ではないか。
- ・ ワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話は、音声のみご希望とされた利用者対応には向いているものの、利用者利便の観点では、固定ブロードバンドサービスならではの恩恵が無いことをご考慮頂く必要があるのではないかと。
- ・ 固定ブロードバンドサービスの普及促進を妨げることを無いよう、モバイル網を活用したサービス（ワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話・ワイヤレス固定ブロードバンド）の提供は慎重に検討されるべきではないか。
- ・ 固定ブロードバンドサービスについては、光コラボとして卸メニューをご用意頂いており、引き続きご提供頂きたい。

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

最終保障提供責務の履行の在り方について、次のように考えております。

- ・ 当協会における設備設置事業者の多くは、単県或いは市区町村を業務区域とする小規模事業者であり、主にISPサービスの提供をはじめとして電気通信事業を営んでいる。
- ・ この点、行政府で定める各種ルールへの対応に当たっては、大企業と比較して割けるリソースには限りがあるため、台帳の整備や近隣事業者の協力義務等の新たなルール策定については、可能な限り前広な情報提供をお願いしたい。

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

利用者保護規律の在り方について、次のように考えております。

- ・ 業務区域の減少等における新たなルールには、対応して行きたい。
- ・ 地方における都市部より高い料金設定について、ある事業者の業務区域に於いて場所だけを理由にした値付けを禁止する点は賛同するが、需要の多い都市部で一時的な割引施策を講ずることや、加入電話サービスの級局別基本料金、通常のエリアに無い場所に於いて個別に必要となる区域外線路設置費や設備費等、過去の経緯や個別需要に応えるための値付けとして柔軟に実存して来たものと理解しており、これらに配意した制度設計が必要ではないか。

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

交付金制度について、次のように考えております。

- ・ 最終保障電気通信役務の制度設計に於いて、交付金制度の準備をする必要性は理解出来る。
- ・ しかし交付金制度とはすなわち、利用者から補填して行く仕組みであることから、現時点で具体的な意見は無いものの、適正な制度設計をお願いしたい。

